

18 平成18年度研修一覧（児童相談所職員等を対象とした研修）

国における児童相談所職員等を対象とした研修一覧（平成18年度）

研修会	日程	場所
児童相談所長研修 (前期)	5月10日～12日(2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所・情緒障害 児短期治療施設等医師 専門研修	5月22日～23日(1泊2日)	子どもの虹情報研修センター
地域虐待対応等合同研 修 ※	6月22日～23日(1泊2日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所スーパーバ イザー研修(第1グルー プ)	7月4日～7日(3泊4日)	子どもの虹情報研修センター
地域虐待対応等合同研 修 ※	7月20日～21日(1泊2日)	高松市
地域虐待対応等合同研 修 ※	8月31日～9月1日(1泊2日)	新潟市
児童相談所長研修(後 期)	9月6日～8日(2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
全国児童相談所児童心 理司研修会	9月27日～29日(2泊3日)	日本子ども家庭総合研究所
児童相談所中堅児童福 祉司研修	10月11日～13日(2泊3日)	国立保健医療科学院和光庁舎
テーマ別研修(発生予 防) ※※	10月31日～11月2日(2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
治療施設専門研修(情 緒障害児短期治療施 設・小児精神科医療施 設・児童相談所等)	11月15日～17日(2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
テーマ別研修(親への支 援) ※※	11月27日～29日(2泊3日)	子どもの虹情報研修センター
児童相談所心理職員指 導者研修	12月19日～22日(3泊4日)	子どもの虹情報研修センター
里親対応関係機関職員 研修	平成19年1月17日～19日(2泊3日)	武蔵野学院
児童相談所スーパーバ イザー研修(第2グルー プ)	1月23日～26日(3泊4日)	子どもの虹情報研修センター
全国児童相談所一時保 護所員研修(第1グルー プ)	2月7日～9日(2泊3日)	武蔵野学院
全国児童相談所一時保 護所員研修(第2グルー プ)	2月19日～21日(2泊3日)	武蔵野学院
地域虐待対応等合同研 修 ※	2月22日～23日(1泊2日)	名古屋市

※ 都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員
 ※※ この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者

平成18年度子どもの虹情報研修センターが実施する研修一覧

	研 修 名	受 講 対 象	研修期間	定 員
H18 5月	児童相談所長研修（前期）	児童相談所長	5月10日（水） ～12日（金）	60名
	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修 ※	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・医療機関医師・その他に勤務している児童虐待に携わる医師	5月22日（月） ～23日（火）	30名
6月	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	近年開設した情緒障害児短期治療施設職員及び新任職員	6月7日（水） ～9日（金）	30名
	地域虐待対応等合同研修（センター） ※	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	6月22日（木） ～23日（金）	80名
7月	児童相談所スーパーバイザー研修（第1グループ）	児童相談所児童福祉司で指導的立場にある職員、児童相談所でスーパーバイザーの役割を担う職員	7月4日（火） ～7日（金）	60名
	地域虐待対応等合同研修（高松） ※	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	7月20日（木） ～21日（金）	80名
8月	大学生・大学院生専門MD T（多分野横断）研修 ※	子どもの虐待防止等に関心のある大学生・大学院生	8月3日（木） ～4日（金）	60名
	地域虐待対応等合同研修（新潟） ※	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	8月31日（木） ～9月1日（金）	80名
9月	児童相談所長研修（後期）	児童相談所長	9月6日（水） ～8日（金）	60名
10月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	10月10日（火） ～13日（金）	60名
	テーマ別研修（発生予防） ※	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	10月31日（火） ～11月2日（木）	60名
11月	治療施設専門研修	情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設、児童相談所等で子どもや家族の治療に携わる職員	11月15日（水） ～11月17日（金）	60名
	テーマ別研修（親への支援） ※	この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	11月27日（月） ～29日（水）	60名
12月	児童相談所心理職員指導者研修	児童相談所で指導的立場にある心理職員	12月19日（火） ～22日（金）	60名
H19 1月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院及び児童養護施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等で、5年以上の施設経験を有する職員	1月10日（水） ～12日（金）	60名
	児童相談所スーパーバイザー研修（第2グループ）	児童相談所児童福祉司で指導的立場にある職員、児童相談所でスーパーバイザーの役割を担う職員	1月23日（火） ～26日（金）	60名
2月	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	2月6日（火） ～9日（金）	60名
	地域虐待対応等合同研修（名古屋） ※	都道府県や市町村において、子どもの虐待防止等に携わる職員	2月22日（木） ～23日（金）	80名
3月	児童福祉施設心理担当職員研修 ※	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	3月7日（水） ～9日（金）	60名
随時	情緒障害児短期治療施設職員長期研修	情緒障害児短期治療施設で子どもや家族の治療に携わる職員	1ヶ月以上	5名
随時	児童福祉施設職員地域研修	児童福祉施設で子どもや家族の援助に携わる職員	随時実施	概ね 30名以上

※ 新規または再編した研修

平成18年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程

平成18年度研修共通テーマ <児童自立支援施設のあり方を考える>

児童自立支援施設を取り巻く多様な状況に対応すべく、平成17年度「児童自立支援施設のあり方研究会報告書」をうけて今後の児童自立支援施設機能充実強化に向けて専門性の向上を目指します。

<児童自立支援施設新任職員研修>

No.	研修種別	対象者	期間	研修内容	研修会場	募集人員
1	新任施設長研修 新任施設長として児童自立支援施設運営上必要と思われる内容を学び、今後の方向性を考える研修	平成17年4月1日以降に着任した施設長	3日間 5月10日(水) ～5月12日(金)	テーマ:「子どもの権利擁護と施設運営管理」 内容:講義、グループ討議、見学等	国立武蔵野学院	30名
2	新任職員研修 (1) 短期コース 初めて児童自立支援事業に従事する職員に対しての基礎的研修	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、研修期間 いずれか1回 ①6月5日(月) ～6月9日(金) ②6月19日(月) ～6月23日(金) ③7月3日(月) ～7月7日(金)	テーマ:「子どもの理解と対応」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 国立きぬ川学院	15名 × 3回
3	新任職員研修 (2) 実習コース 児童自立支援施設の機能を実習を通してより深く理解し具体的な支援の方法を学ぶ基礎的研修 *新任職員短期コース各回と組み合わせることができ	児童自立支援専門員・支援員職経験が2年未満である者	3か月間 うち、実習期間 いずれか1回 ①6月12日(月) ～6月30日(金) ②6月26日(月) ～7月14日(金) ③7月10日(月) ～7月28日(金)	テーマ:「直接支援現場の実践」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院 国立きぬ川学院	5名 × 3回

<児童自立支援施設専門研修>

4	課長研修 自立支援機能を統括していくために必要なスキルや今後の児童自立支援施設のあり方を考え深める研修	課長または課長職相当の者	3か月間 うち、研修期間 7月12日(水) ～7月14日(金)	テーマ:「子どもの権利擁護とケースマネジメント」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
5	中堅研修 児童自立支援施設の専門性をより向上させるための高度な知識と技術を学ぶステップアップ研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 9月4日(月) ～9月8日(金)	テーマ:「子どもの新たなニーズに対応するために～非行と向き合う支援を考える～」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
6	児童自立支援専門員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童自立支援専門員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 9月25日(月) ～9月29日(金)	テーマ:「発達障害の理解と支援」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立武蔵野学院	30名
7	児童生活支援員研修 児童自立支援施設職員としての専門性をより高めるための研修	児童生活支援員職経験が5年未満である者 (ただし児童福祉領域での経験を含める等施設長の推薦がある場合はこれに限らない)	4か月間 うち、研修期間 11月6日(月) ～11月9日(木)	テーマ:「被虐待児の理解と支援～性的虐待～」 内容:レポート作成、講義、演習、見学等	国立きぬ川学院	20名
8	学科指導関係職員研修 多様化する児童自立支援施設入所児童の学習を支援するために必要な専門性を高める研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	4か月間 うち、研修期間 7月26日(水) ～7月28日(金)	テーマ:「自立支援の理念と教科教育」 内容:レポート作成、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

<児童自立支援施設・児童相談所等共通研修>

9	思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	3日間 3月5日(月) ～3月7日(水)	テーマ:「思春期問題の心理的ケア」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名
---	------------------------	---------------	----------------------------	---------------------------------------	---------	-----

<児童相談所職員研修>

10	児童相談所一時保護所職員研修	児童相談所一時保護所 児童指導員 および保育士	①第1グループ 2月7日(水) ～2月9日(金) ②第2グループ 2月19日(月) ～2月21日(水)	共通テーマ:「一時保護所の機能充実に向けて」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名 × 2回
11	里親対応関係機関職員研修	児童相談所等 里親対応担当職員	3日間 1月17日(水) ～1月19日(金)	テーマ:「子どもの権利擁護と里親支援」 内容:グループ討議、講義、演習等	国立武蔵野学院	30名

* 研修要綱・申し込み用紙及び研修概要については、平成18年度当初に、厚生労働省家庭福祉課から各自治体主管課あて通知済み。
* <児童自立支援施設・児童相談所等共通研修>および<児童相談所職員研修>の参加申し込みは、平成18年9月末日までに申込用紙に必要事項を記入し、国立武蔵野学院調査課養成所係あて送付してください。定員になり次第しめきりとします。
* 紹介先 国立武蔵野学院調査課養成所係 TEL: 048(878)1260 内141 千336-0963 埼玉県さいたま市緑区大門1030

1 措置と契約の取扱いについて

障害児施設における児童福祉法第27条第1項第3号措置の適用について

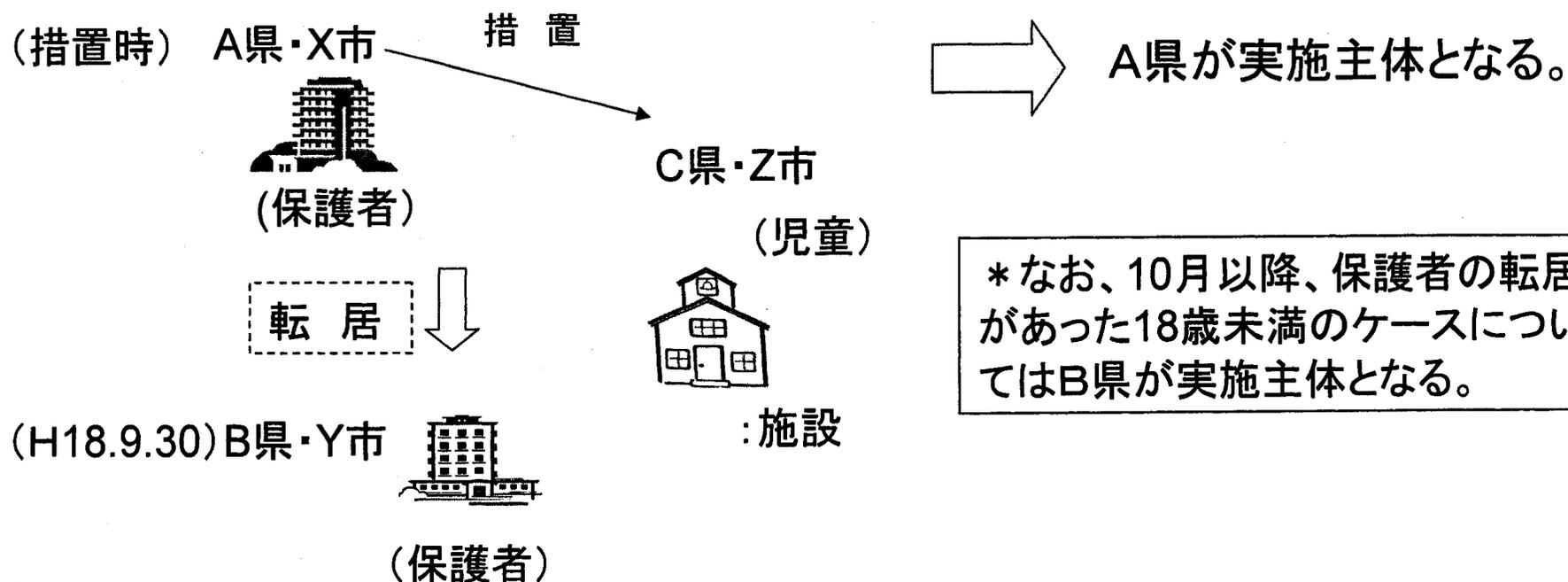
原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合については、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

2 実施主体の考え方について

障害児施設給付費における給付の実施者について

- 給付を実施する者は保護者の居住する都道府県を原則とする。なお現在、すでに入所している障害児については、現在措置を行っている都道府県が行う。



3 障害児施設給付費における支給決定について

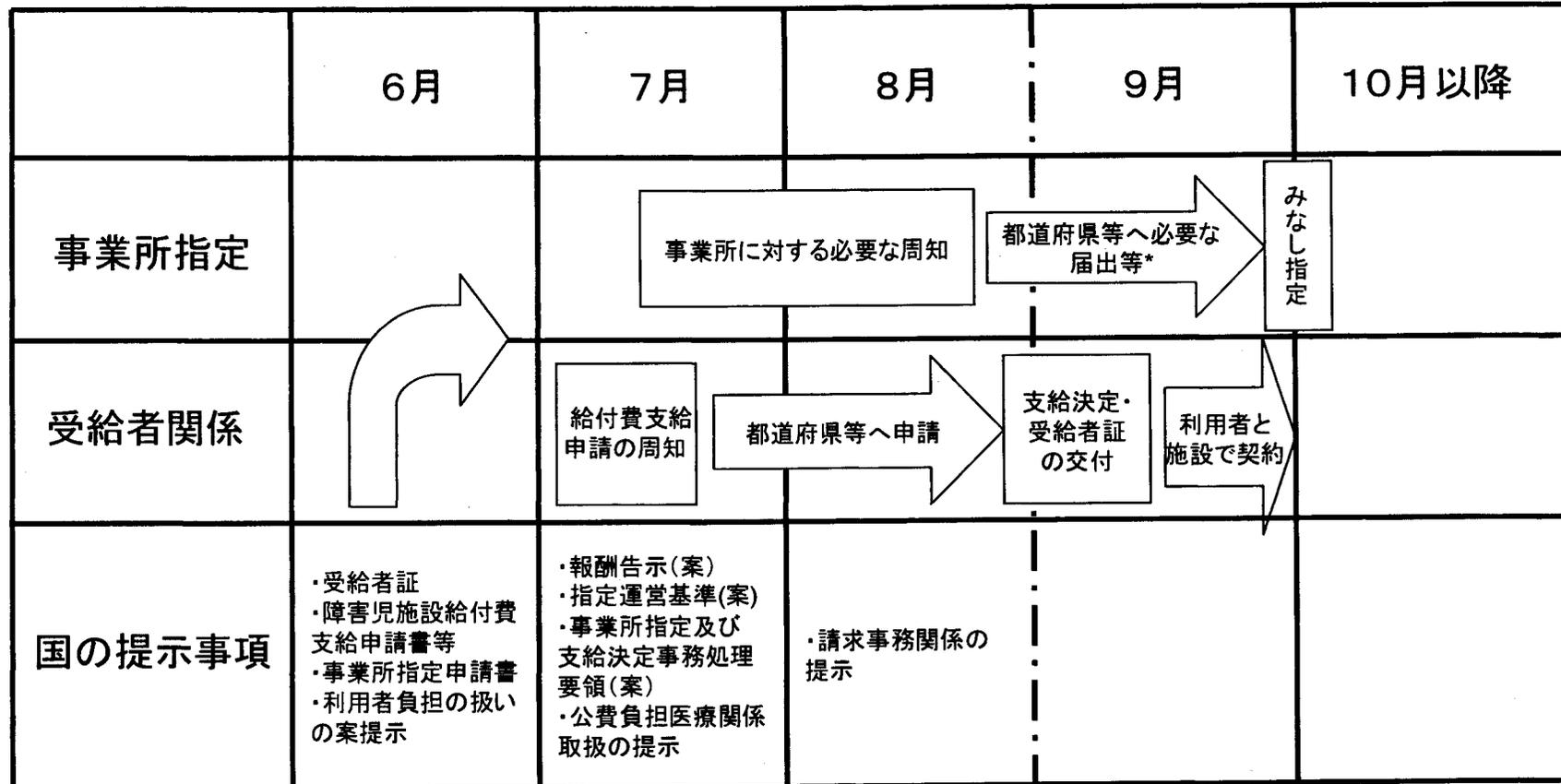
- ・ 障害児施設支援の利用について給付費の支給を受けようとする障害児の保護者は、都道府県等に対して支給申請を行う。

申請が行われたとき、都道府県等は、利用する障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の介護を行う者の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、申請されたサービスの目的・機能と照らして給付費の支給の要件を決定し、支給期間を定めることとしている。

- 【勘案事項(案)】
1. 障害児の種類及び程度その他の心身状況
 2. 障害児の保護者の状況
 3. 障害児の障害児施設給付費の受給の状況
 4. 障害児の障害福祉サービス、保健医療サービス等の利用状況
 5. 障害児施設支援の利用に関する意向の具体的内容
 6. 障害児の置かれている環境
 7. 当該申請に係る障害児施設支援の提供体制の整備の状況

* 障害児施設支援の支給決定にあたっては、障害程度区分の判定は必要ない。

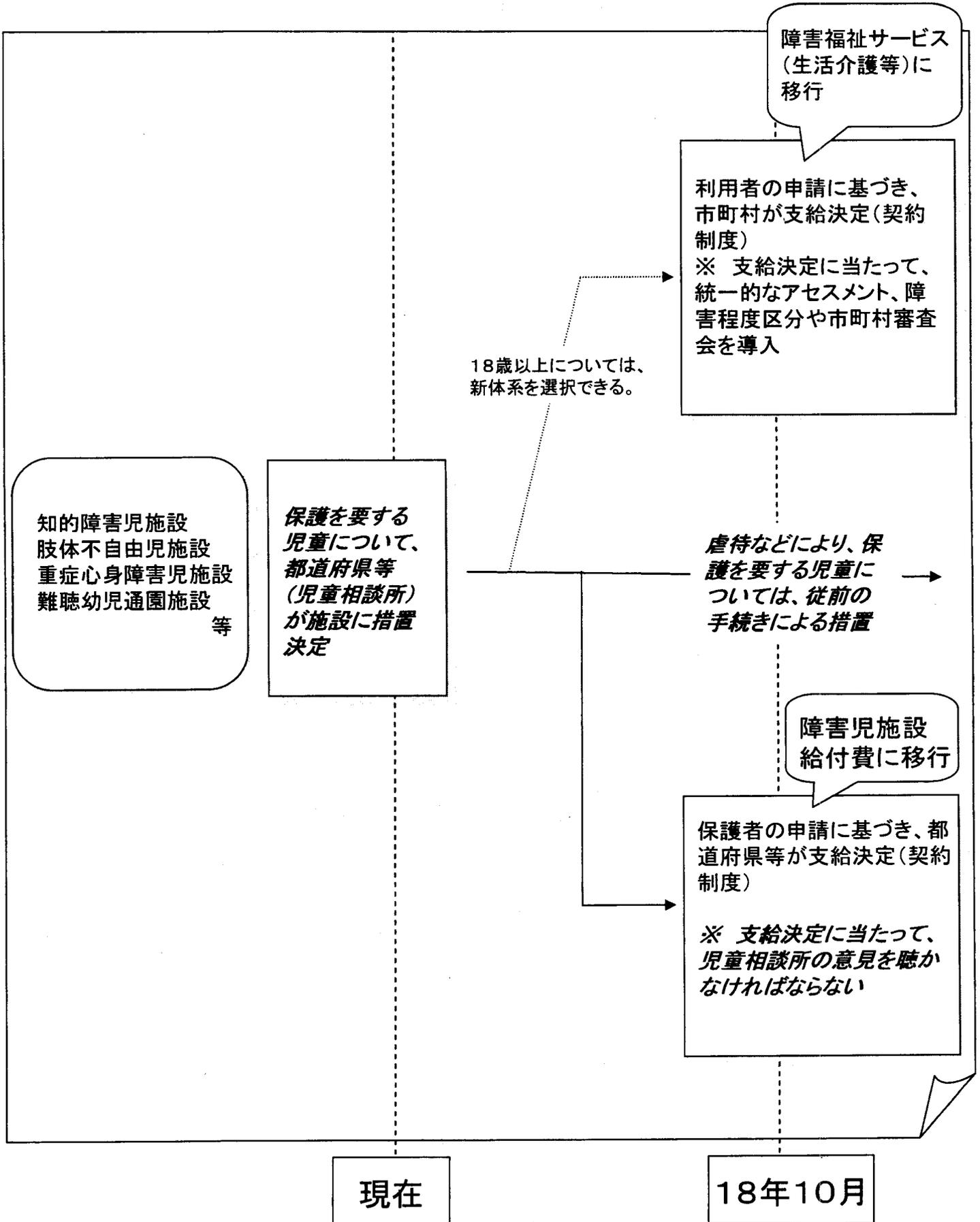
4 障害児施設関係の今後のスケジュールについて



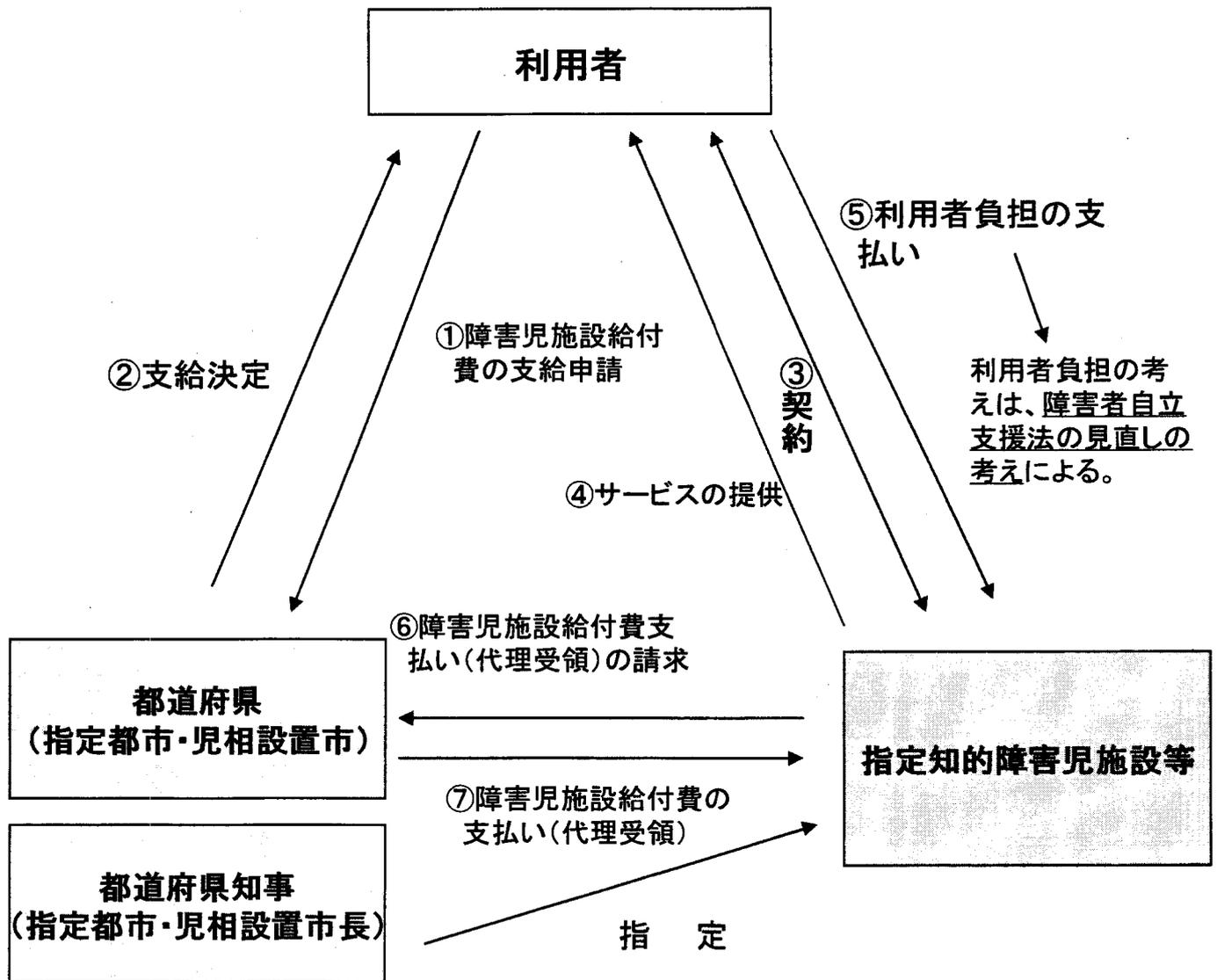
*9月30日において現に運営している障害児施設の指定は、みなし規定があるため指定の申請は要しないが、10月1日から新指定基準が適用されることに伴い、10月1日までに当該指定基準に沿った運営体制が確保されるよう、事業者へ周知を行うこと。また、運営規程の届出等、新指定基準において届出の対象となっている事項について、届出を行うよう周知すること。

**報酬に係る加算のうち、体制加算に係るものについても、適宜必要な届出を行うよう、周知されたい。

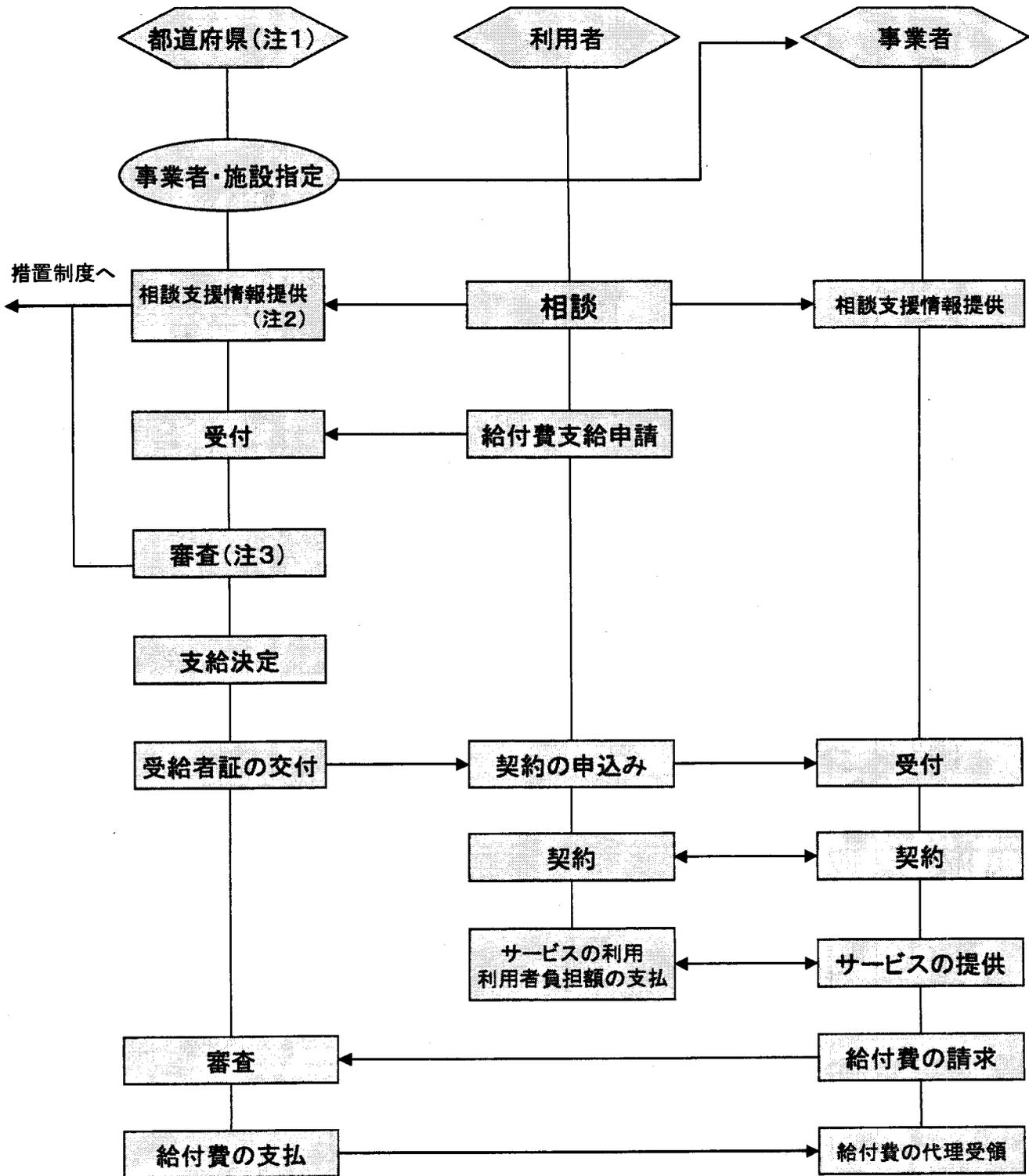
障害児施設の利用について



障害児施設給付費の基本的な仕組み



制度の基本的な流れ



(注1) 都道府県には、指定都市及び児童相談所設置市を含む。

(注2) 都道府県は、必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し、相談に応じ、及び助言を行わなければならない。また、保護者から求めがあったときは、斡旋又は調整を行うとともに、必要に応じて、事業者に対して、障害児の利用の要請を行うものとする。

(注3) 支給決定にあたっては、児童相談所長の意見を聴かななければならない。(児福法第24条の3第3項)

利用者負担に関する配慮措置（障害児施設）

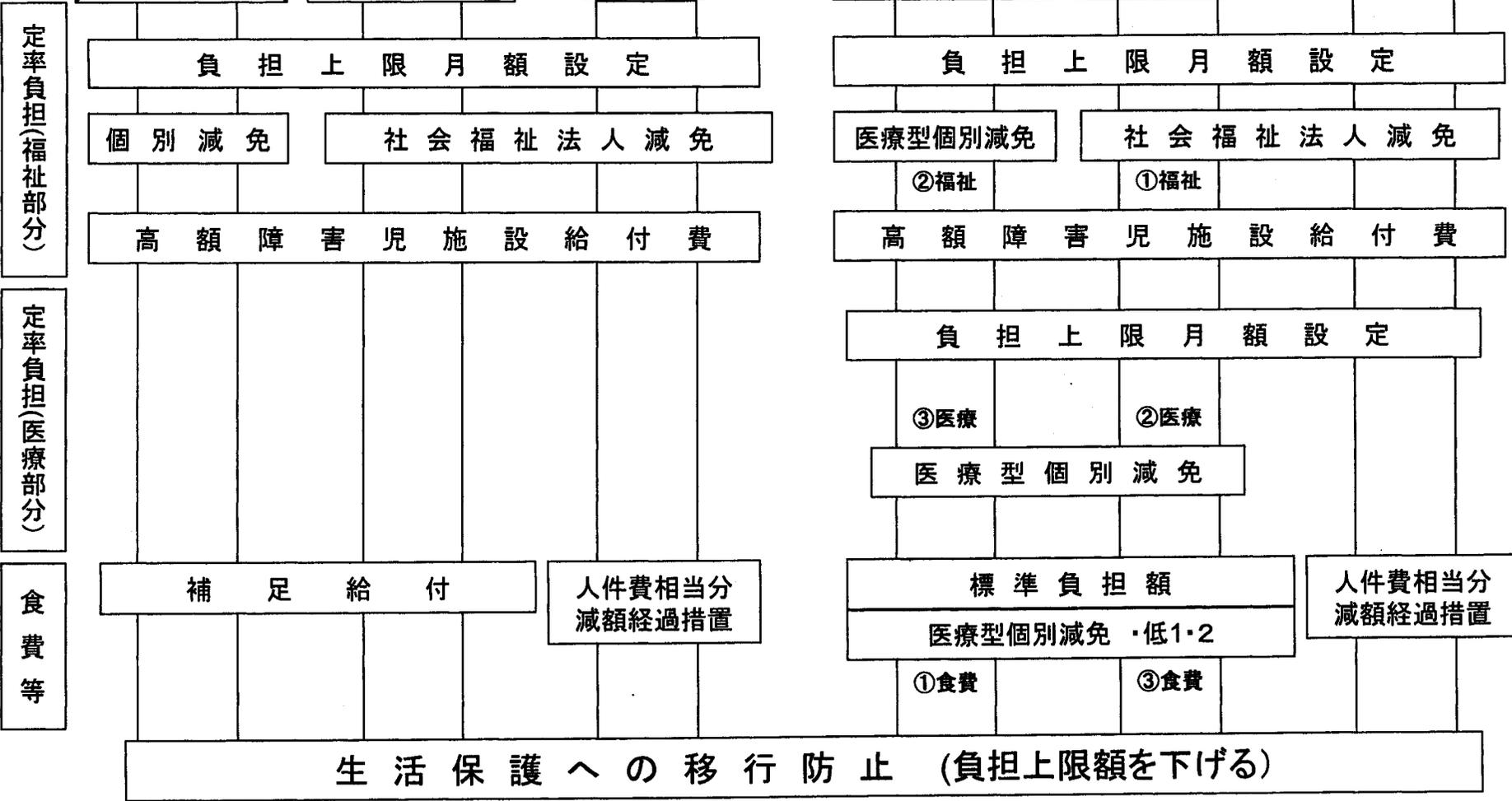


福祉型

* 医療型

入所施設(20歳以上) 入所施設(20歳未満) 通所施設(20歳未満)

入所施設(20歳以上) 入所施設(20歳未満) 通所施設(20歳未満)

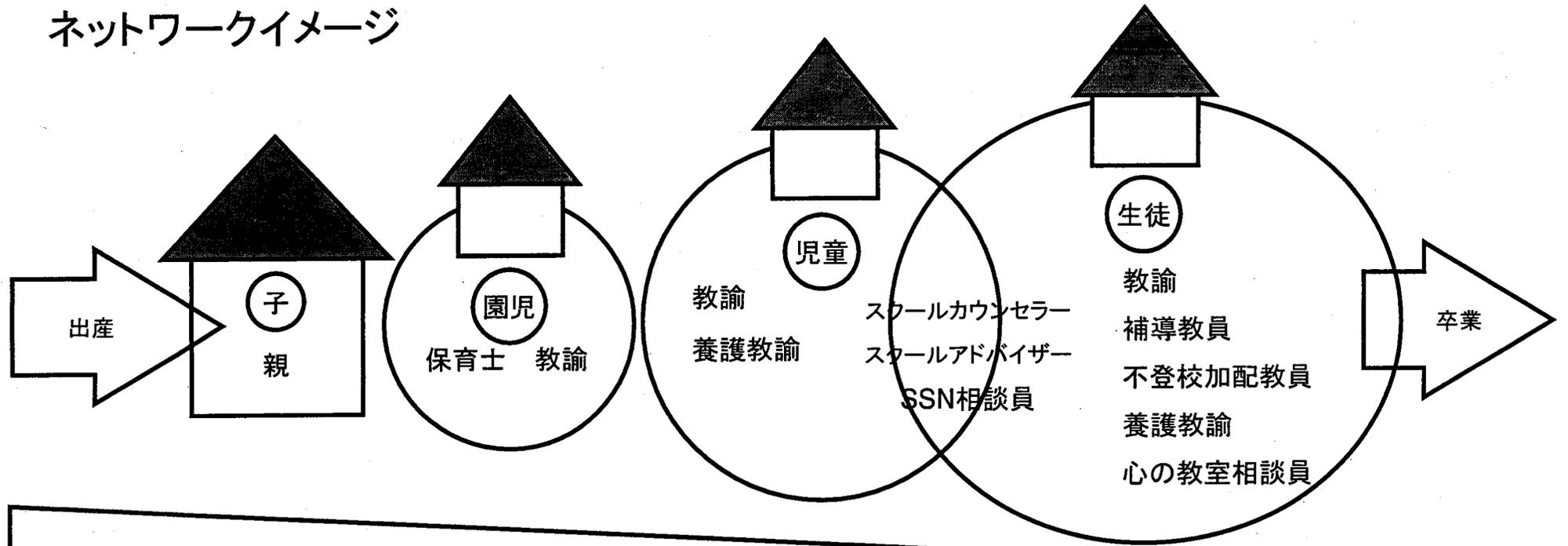


* 療養介護も医療型(入所)と仕組みは同じ。

☆ ①～③は負担の際の優先順位。

分類	質問の内容	現段階の考え方
障害児施設関係	<p>① 医療型施設において利用者負担の軽減にあたり20歳以上では(1)医療(2)福祉(3)食費、20歳未満では(1)食費(2)医療(3)福祉の順番で減免していくことになるのはなぜか。</p> <p>② 医療型施設において光熱水費の負担はないと考えてよいか。</p> <p>③ 現在示されている社会福祉法人等軽減事業の実施要綱においては、社会福祉法人等軽減の対象に障害児施設は含まれていないが、別途追加されるのか。</p> <p>④ 治療用装具は障害児施設医療費の給付対象となるのか。</p> <p>⑤ 親権者の意向が十分に把握できない時の支給決定の取扱いはどうしたらよいか。</p>	<p>① 20歳以上は福祉型サービスが個別減免、補足給付の順に軽減していることを踏まえ、医療型も同様に設定しているものである。 20歳未満は地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担をしていただくという観点から食費の補足給付が行われており、医療型についても食費から減免するものである。</p> <p>② 診療報酬中において算定されているため、自己負担を要しない。</p> <p>③ 既に通知している社会福祉法人等軽減事業の実施要綱は、平成18年4月から9月までの対象サービスのみを示したものであり、10月以降の取扱いについては、おって改正通知を出す予定である。 障害児施設については、10月以降、契約制度による利用が導入され利用者負担の見直しを行うことから、社会福祉法人等軽減事業の対象とする予定である。</p> <p>④ お見込みのとおり。</p> <p>⑤ 障害児施設の利用にあたっての「施設給付決定保護者」は、児童福祉法第6条の「保護者」＝「現に監護をする者」であることから、現に監護をする者と親権者(又は後見人)が異なる場合であっても、必ずしも親権者の同意は必要ないものとする。(この場合においては、当該現に監護をする者が利用者負担を支払うことになる。) ただし実際の申請にあたっては、児童の置かれている現状などに鑑み、現に監護する者と親権者(又は後見人)との当事者間で同意や調整が図られたうえで支給申請に至ることが望ましい。</p>

ネットワークイメージ



保健師

いきいき子どもネット (ほっとステーション)

青少年問題協議会	PTA	主任児童委員	折尾警察署	保護司会
弁護士会	児童相談所	福祉事務所	医師会	議会
行政(教育員会・保健・福祉関係)				

MY TREE ペアレンツ・プログラム実践報告書

この本でしか読めません！

- 虐待する親の行動変化に大きな効果をもたらしてきた MY TREE モデルの5年間の実践報告のすべて
- 開発者 森田ゆりが初めて語る MY TREE プログラムができるまでのいきさつ
- 貴重なインタビュー：厚生省室長をはじめ各界の代表的リーダーが MY TREE にかける期待を語る
- MY TREE から日本の児童虐待対策専門分野への大胆かつ具体的な提言
- 家族グループカンファレンス(虐待当事者と拡大家族が参加する子どもの処遇会議)と MY TREE の共通点、併用への提言

はじめに 森田ゆり

I 日本の児童虐待対策における MY TREE ペアレンツ・プログラムの役割 森田ゆり

II インタビュー「この人にきく」

西口裕：三重県健康福祉部 医療政策監兼保健医療分野総括室長／上廣正男：三重県児童相センター
所長／岩城正光：日本子どもの虐待防止民間ネットワーク代表 弁護士／白山真知子：攝津市家庭
児童相談室室長 臨床心理士／山本麻里（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室長）

III MY TREE ペアレンツ・プログラムとは

目的と対象／親支援における位置づけ／構成／保育者の役割／グループミーティングという手法に
ついて／グループミーティングの効果／各グループのちらし

IV 実績・評価

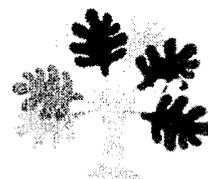
運営形態／参加者の特性とニーズ／参加者の出席状況／参加者のアンケート／参加者の描いた木の
絵／MY TREE ペアレンツ・プログラム参加者の証言

V 実践者の考察

VI 人材育成とスーパービジョン

VII 今後の課題 森田ゆり

巻末資料 年表／運営体制一覧／報道／主な研究実績



MY TREE ペアレンツ・プログラム実践報告書 注文書

お名前	冊数
送り先 〒	Fax/Tel

ご記入の上、エンパワメント・センターにファックスか郵送でお申込み下さい。定価（1冊1,800円）
+送料でお送りします。郵便振替用紙を同封しますので、到着後2週間以内に代金を振り込んで下さい。

郵便振替口座 「MY TREE ペアレンツ・プログラム事務局 00990-9-112086
〒662-0891 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-122
エンパワメント・センター MY TREE ペアレンツ・プログラム係 Tel/Fax 0798-51-2903